News Release

平成２６年３月１８日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第３５条第１項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

１．ガス機器・石油機器に関する事故
　該当案件無し

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
　製品起因が疑われる事故　５件
　（うち送風機１件、折りたたみテーブル１件、エアコン１件、
　　電気冷蔵庫１件、電子レンジ１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
　製品起因か否かが特定できていない事故　８件
　（うちアンプ１件、ＩＨ調理器１件、電気ストーブ１件、湯たんぽ１件、
　　電気掃除機（充電式）１件、ルーター（パソコン周辺機器）２件、
　　光回線終端装置（パソコン周辺機器）１件）

４．重大製品事故ではなかったと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）
　において、審議を予定している案件
　該当案件無し

　１．～４．の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

５．留意事項
　これらは消費生活用製品安全法第３５条第１項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
（管理番号A201200300及びA201300363を除く。）
　本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

６．特記事項

(1)小泉成器株式会社が輸入した電子レンジについて（管理番号A201300886）

①事故事象について

小泉成器株式会社が輸入した電子レンジを使用中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していました。当該製品の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償改修）について

同社は、当該製品を含む対象機種（下記③）について、当該製品を使用する際に、扉を開閉し、電源の入切が繰り返されることで、ドアの開閉を検知するスイッチが接触不良となり、スパークが発生し、トラッキング現象（絶縁破壊による短絡）が起こり、出火に至った可能性があることから、事故の再発防止を図るため、２００７年（平成１９年）９月１２日にウェブサイトへの情報掲載を行うとともに新聞社告を掲載し、また２００８年（平成２０年）３月以降、毎年テレビＣＭ放送（２０１３年は８月２１日から２７日に実施）により、さらに、販売店を通じた使用者へのダイレクトメールの送付や店頭告知により、引き続き注意喚起及び無償改修（スイッチの交換）の実施を呼び掛けています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号A201300886）が上記の事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：機種・型式、製造期間、改修対象台数

機種・型式	製造期間	改修対象台数
KRD-0105	1997年1月－６月期 ～ 1999年7月－12月期	18,978台
KRD-0106	1997年1月－６月期 ～ 2000年7月－12月期	61,094台
合　計		80,072台

２００７年（平成１９年）９月１２日からリコールを実施
改修率　６．３％（２０１４年２月２８日現在）

対象製品の外観　（写真はＫＲＤ－０１０６）

対象製品の確認方法

（ＫＲＤ－０１０５の場合）

（ＫＲＤ－０１０６の場合）

④消費者への注意喚起
　対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】
　小泉成器株式会社
　　電　話　番　号：０１２０－５５１－４９４（ＩＰ電話不可）
　　受　付　時　間：９時～１７時（土・日・祝日及び年末年始・夏期休業日を除く。）
　　ウェブサイト：http://www.koizumiseiki.co.jp/important/

⑤独立行政法人製品評価技術基盤機構（ＮＩＴＥ）の対応
　小泉成器株式会社以外の事業者が製造・輸入・販売した電子レンジのリコール未対策品についても火災事故が再発しているため、独立行政法人製品評価技術基盤機構（ＮＩＴＥ）においては、２０１２年４月１９日より「電子レンジのリコール製品をお持ちではありませんか？」として事故防止のための注意喚起チラシをウェブサイトに掲載し、未対策の該当機種をお持ちの消費者に対して、速やかに事業者に連絡をいただくよう呼び掛けを行っています。

（独立行政法人製品評価技術基盤機構（ＮＩＴＥ）による注意喚起）
　ウェブサイト：http://www.nite.go.jp/jiko/leaflet/data/recall_renji_120419.pdf

⑵藤沢工業株式会社が輸入した折りたたみテーブルについて（管理番号A201300363）

※平成２５年８月２７日に公表した事案について、調査結果を踏まえ再公表。

①事故事象について

学習施設で折り畳まれた当該製品を移動させる作業を行っていたところ、当該製品が転倒し、足を負傷しました。

調査の結果、当該製品は、天板を折り畳まれた状態で移動させようとする際、短手方向への力の加え方によっては転倒する場合があり、使用者が折り畳まれた天板上部を持って引き寄せたときに、一方のキャスターが浮き、天板側のロック機構のないキャスターが反対方向に滑り、転倒に至ったものと推定されます。

なお、当該製品は、日本オフィス家具協会(JOIFA)の安全基準を満たしているものの、移動方向についての表示がなされておらず、当該製品には本体に天板が折り畳まれた状態で短手方向に力を加えたときに転倒する可能性や危険性について、製品本体の注意表示がなかったことも事故発生に影響しているものと考えられます。

②注意喚起について

対象製品（下記③）については、天板を折り畳んで移動させようとした場合に、天板部分に手を掛けるなどして、短手方向に移動させようする際に製品が転倒し、事故に至るおそれがあります。

このため、同社では、２００９年（平成２１年）上旬製造分から、製品移動時の注意事項を取扱説明書に記載するとともに、日本オフィス家具協会（JOIFA）のガイドラインに準じた移動方向の注意シールを製品に貼り付けています。また、２０１２年（平成２４年）６月製造分から、天板を折り畳んで移動させる際の注意事項をイラストで表した注意シールを製品に貼り付けており、２０１４年（平成２６年）1月１７日から、同社ウェブサイトに情報掲載し、注意喚起及び注意シールの提供案内を行っています。

③対象製品：機種・型式、販売期間、対象台数

機種・型式	販売期間	対象台数
ＮＴＡ－１８４５	２００４年1月1日 ～２０１４年1月３１日	３９，０００台

＜対象製品の外観＞

＜注意シール＞

対象製品を御使用の場合、同社では、注意シールの提供を行っていますので、下記の問合せ先まで御連絡ください。

※対象製品の御使用上の注意事項

- 移動は必ず２人で行ってください。倒れてけがをすることがあります。
- 長距離の移動は天板の長手方向に動かしてください。また、設置や収納の際、天板の短手方向に動かすときは、ゆっくり行ってください。倒れてけがをすることがあります。
- 移動するときは、キャスターのストッパーを解除してください。解除していない状態で引きずったり、押したりしないでください。倒れてけがをすることがあります。

【問合せ先】

藤沢工業株式会社品質管理部

電 話 番 号：０５８－２４７－３３１１
受 付 時 間：9時～17時（平日のみ）
ＦＡＸ番号：０５８－２４５－５０１１
ウェブサイト：http://www.fujisawa-co.com/oshirase/20140117.htm

（本発表資料の問合せ先）
消費者庁消費者安全課
（製品事故情報担当）　担　当：大木、長井、清重
電　話：03-3507-9204（直通）
ＦＡＸ：03-3507-9290

（小泉成器株式会社が輸入した電子レンジについての発表資料に関する問合せ先）
経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室
担当：水野、角田、中谷　電　話：03-3501-1707（直通）
ＦＡＸ：03-3501-2805

（藤沢工業株式会社が輸入した折りたたみテーブルについての発表資料に関する問合せ先）
経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室
担当：水野、長沼、山田　電　話：03-3501-1707（直通）
ＦＡＸ：03-3501-2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧　別　紙

1．ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む）

該当案件無し

2．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200300	平成24年7月1日	平成24年7月23日	送風機	E-103-DX	山崎産業株式会社（輸入事業者）	火災	事務所で当該製品を使用中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。調査の結果、当該製品のモーターカバー付近の内部配線に溶融痕が確認されたとともに、コンデンサーが炭化していたことから、当該製品内部から出火したものと推定されるが、焼損が著しいため、原因の特定には至らなかった。	愛知県	平成24年7月27日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201300363	平成25年7月22日	平成25年8月22日	折りたたみテーブル	NTA-1845	藤沢工業株式会社（輸入事業者）	重傷1名	学習施設で折り畳まれた当該製品を移動させる作業を行っていたところ、当該製品が転倒し、足を負傷した。調査の結果、当該製品は、天板を折り畳まれた状態で移動させようとする際、短手方向への力の加え方によっては転倒する場合があり、使用者が折り畳まれた天板上部を持って引き寄せたときに、一方のキャスターが浮き、天板側のロック機構のないキャスターが反対方向に滑り、転倒に至ったものと推定される。なお、当該製品は、日本オフィス家具協会(JOIFA)の安全基準を満たしているものの、移動方向についての表示がなされておらず、当該製品には本体に天板が折り畳まれた状態で短手方向に力を加えたときに転倒する可能性や危険性について、製品本体の注意表示がなかったことも事故発生に影響しているものと考えられる。	大阪府	平成25年8月27日に、ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201300881	平成26年2月9日	平成26年3月13日	エアコン	SAP-ZK22U	三洋電機株式会社（輸入事業者）	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が事故を認識したのは3月3日
A201300885	平成26年3月6日	平成26年3月14日	電気冷蔵庫	LR-A21SK	LG電子ジャパン株式会社(現　LG Electronics Japan株式会社)（輸入事業者）	火災	大学で当該製品を使用中、火災報知機が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	神奈川県	
A201300886	平成26年3月11日	平成26年3月14日	電子レンジ	KRD-0106	小泉成器株式会社（輸入事業者）	火災	当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	大阪府	平成19年9月12日からリコールを実施（特記事項を参照）改修率 6.3%

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201300879	平成26年3月3日	平成26年3月13日	アンプ	火災	店舗で当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	熊本県	製造から25年以上経過した製品
A201300880	平成26年2月20日	平成26年3月13日	IH調理器	火災	当該製品で調理中、その場を離れたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	広島県	事業者が事故を認識したのは3月4日
A201300882	平成26年2月12日	平成26年3月13日	電気ストーブ	火災	当該製品を使用中、ブレーカーが作動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	徳島県	事業者が事故を認識したのは3月4日
A201300883	平成26年1月11日	平成26年3月14日	湯たんぽ	重傷1名	当該製品を湯たんぽカバーに入れて使用していたところ、左足首に低温火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が事故を認識したのは3月10日 平成26年3月14日に公表した湯たんぽカバーに関する事故(A201300870)と同一
A201300884	平成26年2月21日	平成26年3月14日	電気掃除機（充電式）	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	群馬県	3月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201300887	平成26年3月3日	平成26年3月14日	ルーター（パソコン周辺機器）	火災	当該製品に複数のパソコン周辺機器を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	ルーター（パソコン周辺機器）及び光回線終端装置（パソコン周辺機器）に関する事故(A201300888及びA201300889)と同一
A201300888	平成26年3月3日	平成26年3月14日	ルーター（パソコン周辺機器）	火災	当該製品に複数のパソコン周辺機器を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	ルーター（パソコン周辺機器）及び光回線終端装置（パソコン周辺機器）に関する事故(A201300887及びA201300889)と同一
A201300889	平成26年3月3日	平成26年3月14日	光回線終端装置（パソコン周辺機器）	火災	当該製品に複数のパソコン周辺機器を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	ルーター（パソコン周辺機器）に関する事故(A201300887及びA201300888)と同一

４．製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

送風機（管理番号：A201200300）

エアコン（管理番号：A201300881）